



成 田 市
2007 年 1 月発行

No. 13

～あらゆる場に男女が参画し 協働するまちづくり～



産業まつりで大好評の「アグリライフなりた」の皆さん手作りの赤飯

Contents (主な内容)★

- ☆ 一人一人が生き生きと輝く
社会を目指して
- ☆ あじさいコーナー
- ☆ 女性の健康コーナー
- ☆ さざなみインフォメーション



◆男女共同参画社会基本法5本の柱

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

「男女共同参画推進員の活動」

一人一人が生き生きと輝く社会を目指して

市では、男女共同参画推進員の皆さんのご協力をいただきながら、一人一人が生き生きと輝くことのできる「男女共同参画社会づくり」を進めています。今回は、推進員の皆さんの活動と体験談を紹介します。



○推進員はどんなことをするの

男女共同参画推進員は、市民の皆さんに男女共同参画を広く学んでいただくため開催している「男女共同参画セミナー(写真)」や「フォーラム・イン・ナリタ」の企画・運営に自発的に参画しています。

まず、推進員会議に参画します。会議では、講座の日程やテーマ、講師、運営方法などを市職員とともに決めていきます。スケジュールが決まると、推進員は、市

民の皆さんに、講座のお知らせをします。

講座当日は、推進員の皆さんが主体となつて、受付や司会などの役割を担当します。

また、推進員の皆さんは、学んだことを地域活動などで生かせるようにするため、市民の皆さんと一緒に受講しています。



○推進員活動を体験して

★成田へ引越して六年。はじめは、知り合いも友もなく空しかったことが夢のように、消費生活モニターや生涯大学院で勉強させていただき、今では大勢の友達ができ楽しい毎日を送らせていただいています。

このままでは、申し訳ない。今まで学んだことを役に立てなければと思い推進員に応募しました。胸を張って語れることはないのでありますが、これからのいろいろなことに参加したいと思っています。

(戸田)

★少子高齢化、そして財政不安を抱えた日本。男は仕事、女は家事専念というこれまでの意識は変わらざるをえないと思います。これからは、男も女も仕事と家事、そして育児と介護を共に担う社会、一人一人が個性・可能性を発揮し、心豊かな生活を享受できる社会でありたいと考えます。そのために、学びを深め、仲間を増やす活動をしていきたいと思っています。

(大里)

★男性・女性という立場ではなく、同じ目線で物事を見る感覚を養ったこと。相手を思いやる心が大切なことや意識の変化が必要なことなど、新しい発見でした。

推進員に参加し、社会を見つめなおす良い機会を得たことに深く感謝します。

(見通)

★一年目の落合恵子さん、2年目の笠井信輔さんのお話にとっても感銘を受けました。

落合さんのバックミュージックのかかったトークに涙をそそられ、笠井さんの息子さんとの子育て奮闘に笑いを誘われながら、どう男女が向きあうかを勉強させていただき、二年間とても有意義な日々を過ごすことができました。

(福井)

◆永年勤続優良従業員表彰◆

成田名産の漬物づくりを35年！



☆全国から訪れる観光客に成田の名産をと、慣れた手つきで、袋詰めをする根本さん。

昨年11月20日に行なわれた平成18年度永年勤続優良従業員表彰式(成田市商工会議所・成田市観光協会主催)で、根本スミ江さんが市長賞を受賞されました。

根本さんは、昭和46年に市内の漬物店に勤務。以来、うりなどを樽漬けから袋詰めまで手際よく行ない、成田名産を陰で支えています。

★講師の先生方のお話を伺い、自分は何をしていたのか、考えさせられる事が多い二年間でした。

これからは高齢化社会の中で、「今日より明日」がいかに良く、自分らしく歳を重ねていくことができるのか、そして「ありがたい」と、言える日々を送りたいと思っております。

(池田)

★これからの社会は男だから、女だからではなく「男女共同」という意味合いに同



女性の健康コーナー

更年期を上手に乗り越えるには

★人により差はありますが、閉経の前後約10年間(日本人の平均的閉経年齢は50歳ですので、その前後の45歳から55歳ぐらい)を“更年期”とよんでいます。

★この時期は、卵巣の機能が低下し、女性ホルモンの分泌が急激に減少し、大量の卵巣刺激ホルモンが出されるなど、バランスが崩れてきます。更年期の女性の75%くらいに、のぼせ、ほてり、冷え、動悸、息切れ、めまい、発汗、頻尿、頭痛、憂うつ、イライラ、不眠、やる気なくなるなど、何らかの症状が現れます。そのうち20～30%の人は、重い症状が現れます。また、加齢とともに、骨粗鬆症、動脈硬化といった症状も出てきます。

★また、子供が大きくなり就職、結婚などで親の手を離れることからくる孤独感、親の介護問題、新しい生きがいが見つけれないなど、ライフスタイルの上でもストレスのたまりやすい時期です。様々な要因が重なり、更年期の症状が引き起こされます。

★更年期は、女性特有のものではなく、男性にもあり、男性も同じような症状が起こるといわれています。

★更年期を上手に乗り越えるには、一人で悩まないこと。気になることがあったら、まず、相談してみましょう。

また、家族や周囲の人々の理解が何よりも大切です。

★こころやかからだの健康に関する相談は、健康増進課
(保健福祉館本館☎27-1111、下総分館☎96-1108、大栄分館☎73-6881)へ

★女性のための健康相談のお知らせ

- ・日時 平成19年2月20日(火)
- ・実施時間 13:30～1日3件(要予約)

なお、印旛健康福祉センター(印旛保健所)においても専門医師や助産師・保健師・栄養士による相談を実施しています。くわしくは印旛健康福祉センター・成田支所(☎26-7231)へ



☆産業まつりの「人権擁護・行政相談コーナー」

★もめごと・なやみごと・苦情相談
毎月第4火曜日の午前10時～正午
午後1時～3時
くわしくは市民支援課(☎20-1507)へ

★人権擁護委員制度とその活動
人権擁護委員制度は、日ごろ地域に根ざした活動を行っている民間の人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、法務大臣が委嘱しています。
現在、成田市には、13名の委員が配置され、市民の皆さんからの相談を受けたり、人権啓発活動など、積極的に活動しています。
毎日の生活の中で、これは人権上問題ではないだろうかと感じたり、あるいは困っていることがありましたら、一人で悩まないで気軽に相談ください。相談は無料で、秘密は厳守されます。

あじやいコーナー

感じ参加させていただきました。丁度夫も退職していたので、これからの生活指針になればと思ったからです。

推進員の方々と協力しての仕事は、私が始めて経験することばかりで勉強になりました。私の人生をも変えてくれるほど貴重なものでした。思い切って参加して本当に良かったです。

(島村)

★任期の二年が、とても短く感じています。推進員の役割は何をしたら良いのかと考えているうちに終わろうとしています。講演会の呼びかけやお世話をしている中、感じたことは、少しでも多くの方に、講演会をきっかけに、男女共同参画を、日々の生活に取り込んでいってもらえることでした。

(小川)

ようか・・・
今後さらに、積極的に様々なことに関わっていきたいと思っています。

(衣笠)

★「男女共同参画推進員」なんと長くて堅いネーミングなのかと思いつつも持ち前の好奇心で応募しました。

程なく「あじさいプラン」もでき、少しでも多くの人に啓発したいと思い、また、セミナーや講演会など、身の丈にあった親しみやすい催しにしたいと思いつつながら開催してきました。参加してくださった方々と同じ土俵で意見交換をすることもでき、大変勉強になりました。

★募集期間 2月15日～3月15日
★応募方法など、くわしいことは、広報なした2月15日号をご覧ください。か、企画課(☎20-1506)へお問合せください。

○男女共同参画推進員を募集します

平成19年度一年間、男女共同参画推進員としてご協力いただける方10人を募集します。

さざなみインフォメーション

◆3月10日は“農山漁村女性の日”です

農山漁村女性の日が3月10日に決められたのは、昭和62年。3月上旬は農林漁業の作業が比較的少ない時期であり、また、古くから女講等女性の自主的な活動が行われ、女性が学習や話し合いをするために適切な時期であること。また、農山漁村女性の3つの能力（知恵・技・経験）をトータル(10)に発揮して欲しいという関係者の願いも込められています。

成田市の農業従事者は7千人余り。その内約45%が女性です。

この機会に農業経営の重要な担い手であり、地域コミュニティに貢献している農業女性の役割などについて話し合ってみませんか。



◆“消費者講演会”を開催します

日時：平成19年3月10日(土)

午後1時25分開演

演題：**健康は笑いから**

講師：三笑亭 夢之助さん
(落語家)

場所：市役所6階大会議室

(定員300人)

申込・問合せ先：商工観光課

(☎20-1540)



◆千葉県男女共同参画苦情処理委員制度がスタート

千葉県では、男女共同参画社会基本法などの趣旨に則って、県の施策や事業に関する男女共同参画の視点からの苦情及び男女共同参画社会の理念に反する人権侵害に係る苦情を、公正・中立な立場で調査し、被害を被っている人の不利益を解消するとともに、県民の声を施策運営に的確に反映させるため、平成18年12月から「千葉県男女共同参画苦情処理委員制度」をスタートさせました。

・くわしくは県男女共同参画課(☎043-223-2372・ホームページ
http://www.pref.chiba.jp/syozoku/b_dankyou/index.html)へ

⊗働くお母さん・お父さんの豆知識⊗

平成19年4月1日から“男女雇用機会均等法”が変わります!!

平成18年6月21日に公布された「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律(平成18年法律第82号)」が、平成19年4月1日から施行されます。

改正のポイントは、「性別による差別禁止の範囲の拡大」、「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止」、「セクシュアルハラスメント対策」、「母性健康管理措置」などです。

くわしくは厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/danjokintou/index.html>)をご覧ください。

★千葉労働局雇用均等室・千葉市中央区中央
4-11-1 千葉第2地方合同庁舎

☎：043-221-2307



◆編集後記

市民の皆さんの「男女共同参画社会づくり」を応援するため、“さざなみ”を今年もよろしく願います。“さざなみ”は、公民館や市のホームページにもありますので、ご覧ください。
(<http://www.city.narita.chiba.jp>)

※この用紙は、再生紙を使用しています。

登録番号成企 06-051

◆おたより募集中!



☆“さざなみ”に取り上げてほしい記事やご感想、ご意見などをお送りください。お待ちしております。

☆おたよりの送付先：〒286-8585 成田市花崎町760

成田市企画政策部企画課 男女共同参画班

☎20-1500 FAX24-1006

Eメール kikaku@city.narita.chiba.jp